

第3次大阪市男女きらめき計画に基づく取り組みの
令和3年度実施状況について
(報告)

令和4年12月
大 阪 市

目 次

はじめに

1	計画のP D C Aの実施手法について……………	1
2	施策の基本的方向ごとの事業の実施状況および指標の達成状況の自己評価結果・課題整理……………	4
	資料1 - 1 施策の各基本的方向の進捗状況……………	5
	資料1 - 2 施策の各基本的方向の進捗状況（補助資料）……………	24
3	審議会からの主な意見、評価結果のまとめ……………	49

は じ め に

大阪市では、「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う」男女共同参画社会の実現を図るため、平成 18 年に「大阪市男女共同参画基本計画～大阪市男女きらめき計画」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進を図ってまいりました。平成 26 年に策定した「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」の取組を継承するとともに、社会状況の変化に伴う課題にも対応するため、平成 29 年 1 月には「大阪市男女共同参画基本計画～第 2 次大阪市男女きらめき計画～」を策定し、施策を進めてまいりました。

この第 3 次の計画では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安全で安心な暮らしの支援」「持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の 3 つを施策の柱として取組を進め、計画の進捗状況については、大阪市男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、男女共同参画施策の実施状況等とともに公表するとしています。

このたび、第 3 次の計画の初年度となる令和 3 年度の施策の実施状況等を取りまとめました。

令和 3 年度における計画に基づく取組の実施状況としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により実施が困難となった取組が一部ありましたが、概ね順調に実施されました。今回、内部・外部の評価で明らかになった課題や、外部評価の結果を今後の施策・事業の展開に活かし、より計画の効果的かつ着実な実施につなげていきたいと考えています。

今後とも、男女がともに仕事や家庭、地域等で、その能力を存分に発揮し、活躍する豊かな活気ある大阪を実現できますよう、男女共同参画基本計画を推進してまいりますので、皆さまのご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

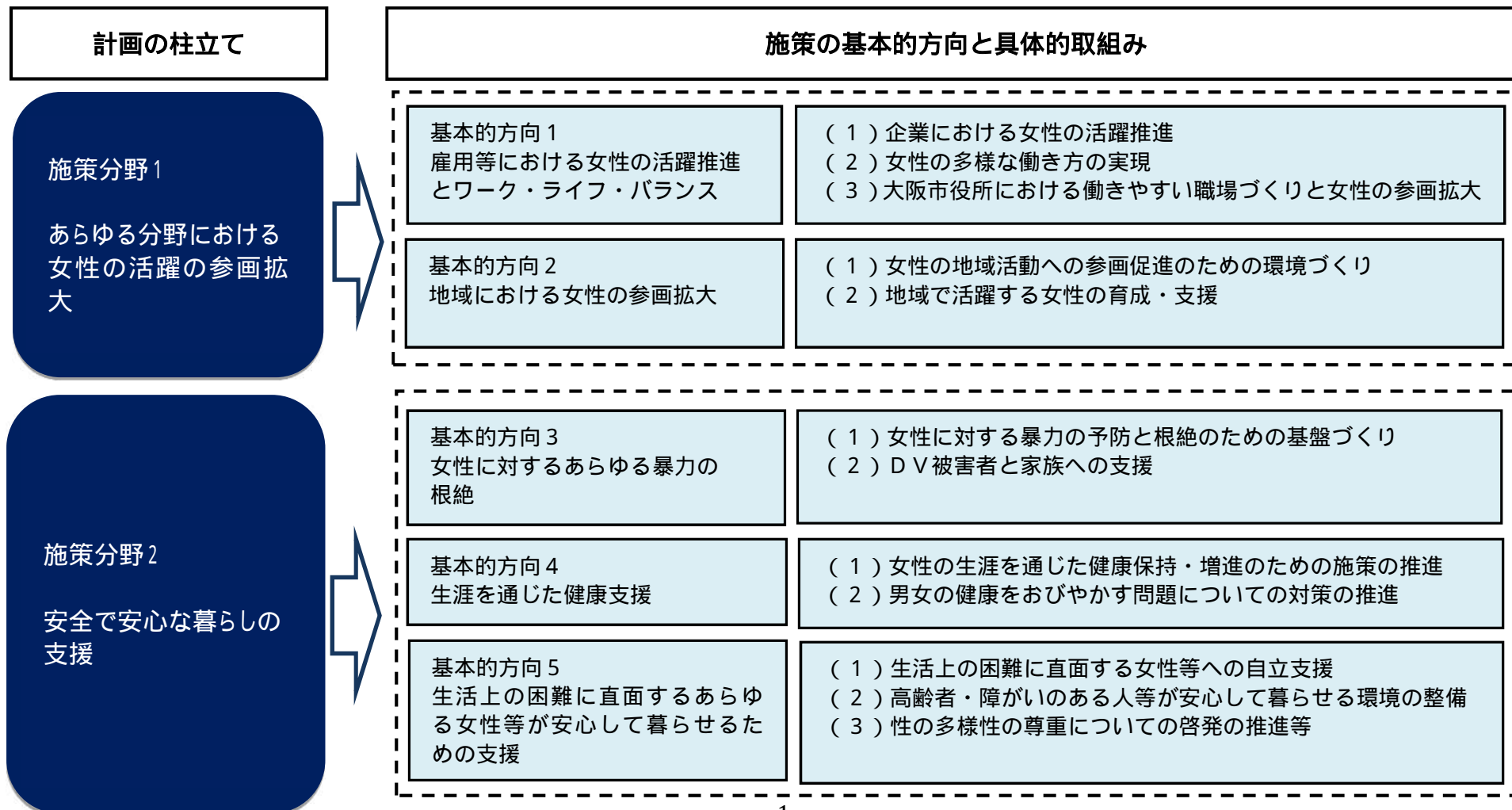
令和 4 年 12 月

大 阪 市

1 計画のPDCAの実施手法について

(1) 計画の構成

「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画」(以下「計画」という。)では、男女共同参画社会の実現をめざし、令和3年度から令和7年度までに取り組む施策の柱立てとして、3つの施策分野を設定し、施策分野ごとに、全体で9の基本的方向を定めるとともに、基本的方向ごとに、各所属で取り組む事業を「具体的取組み」として示しています。



施策分野3

持続可能な男女共同
参画社会の実現に向
けた環境づくり

基本的方向 6
男女共同参画の視点に立った各種
制度等の整備

- (1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備
- (2) 相談体制の充実

基本的方向 7
男女共同参画を推進する教育・
啓発の充実

- (1) 男女共同参画の理解促進、情報発信
- (2) 男性・女性の意識改革の促進
- (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

基本的方向 8
防災・復興における男女共同参画
の推進

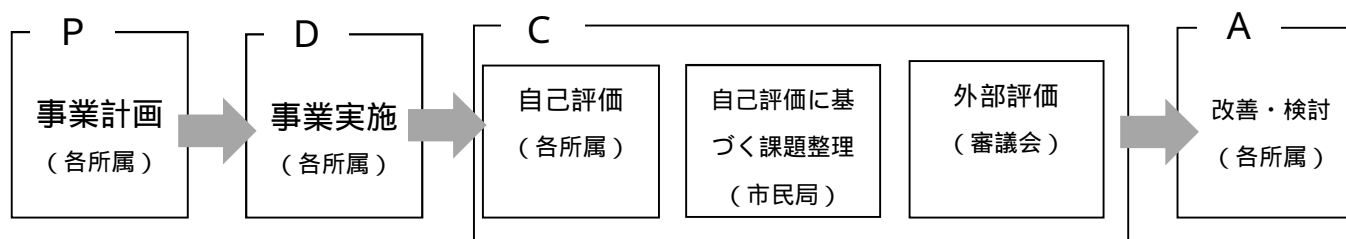
- (1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進
- (2) 地域防災活動における女性参画の重要性の啓発

基本的方向 9
国際社会と協調した多様性に富ん
だ取組の推進

- (1) 男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信
- (2) 多文化共生の視点を踏まえた女性への支援

(2) P D C Aサイクルの推進

計画では、取組みの効果的かつ着実な実施を図るため、以下の手法により、年度毎にP D C Aサイクルを回すこととしています。
この報告は、令和3年度における「評価」の内容・結果についてとりまとめたものです。



事業計画 (Plan)

具体的取組み及び重点的取組みの各事業について、所管する区・局において、毎年度、事業計画を作成する。

事業実施 (Do)

区・局において、事業計画に基づき所管事業を実施する。

評価 (Check)

- ・ 区・局において、所管事業の実施状況や活動指標の達成状況について自己評価を行う。
- ・ 本計画の進捗管理を行う市民局において、自己評価結果をもとに、計画の実施状況や各指標の達成状況、改善に向けた課題等についてとりまとめる。
- ・ その内容について、「大阪市男女共同参画審議会」において、男女共同参画施策の推進の観点から、外部の視点からの検証・評価を行う。
- ・ 計画の実施状況及び外部評価の結果を市民にわかりやすく公表する。

改善・検討 (Action)

外部評価の結果は区・局にフィードバックし、その後の事業の改善・実施や事業計画の検討・作成につなげる。

2 施策の基本的方向ごとの事業の実施状況および指標の達成状況の自己評価結果・課題の整理

計画に掲げた3つの各施策分野における9つの基本的方向ごとに、計画の取組実績、関係する成果指標、成果指標に向けて取り組む具体的取組の進捗状況・効果を図る活動指標、具体的取組となる関係事業に対する実績を整理し、実施状況について自己評価を行いました。

施策の基本的方向ごとの計画の取組実績、関係する成果指標、成果指標に向けて取り組む具体的取組の進捗状況・効果を計る活動指標の内容は「資料1-1 施策の各基本的方向の進捗状況」のとおりです。また、具体的取組となる関係事業に対する実績等の詳細および自己評価の内容は「資料1-2 施策の各基本的方向の進捗状況（補助資料）」のとおりです。

【自己評価の方法】

- ・各事業において令和3年度に実施を予定していた取組内容を、実際にどれだけ実施できたのかを検証し、その実施状況について、「達成」、「概ね達成」、「未達成」、「その他（事業を実施しなかった場合など）」として自己評価を行うとともに、自己評価で「未達成」、「その他」となり状況の説明の必要がある場合や、課題と改善策がある場合など、今後の方向性についてもあわせて記載することとしました。

施策の各基本的方向の進捗状況

基本的方向1 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス

資料1－1

計画の取組実績
・企業における女性活躍の推進、女性の多様な働き方の実現、大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大の取組について、概ね計画どおり実施となった。
・成果指標の「大阪府と全国平均女性(15歳～)の就業率の差」及び「大阪府と全国平均女性(35～44歳)の就業率の差」は当初の数値に比べて縮まり、長期的には上昇傾向にある。
・女性の就業に関しては、中長期的には概ね順調に進んでいるものの、新型コロナウイルスの流行による経済情勢の悪化に伴い、有効求人倍率が低下傾向にあることから、就業支援の取組については着実な継続が重要である。
・成果指標の「大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率」及び「大阪市役所(市長部局)の係長以上管理職に占める女性の割合(事務系)」は、まだ目標値に達してはいないものの、当初の数値に比べて上昇している。
・成果指標の「市の審議会において女性委員の占める割合」は、まだ目標値に達してはいないものの、当初の数値に比べてわずかに上昇している。
・大企業と比較して中小企業において女性活躍が進んでいない傾向があるため、中小企業等を中心に、女性活躍に取り組む意義や必要性の理解が深まるように積極的に働きかけていくとともに、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現など、働きやすい職場環境整備に向けた取組支援を行っていく。
・また、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられることから、女性も男性も働きたい全ての人が家庭生活と両立しながら働くことの意義が広く浸透するよう、あらゆる機会・手段を活用した意識啓発に取り組んでいく。
・今後も、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の観点から、大阪市役所においては、引き続き、性差なく能力を引き出すような女性職員育成の取組やキャリアアップに向けて必要な職務経験を積み重ねることが出来る相談体制の整備等を進めるとともに、審議会等委員への女性の参画を促進していく。

成果指標	当初	現状値(令和3年度)	目標値	備考
大阪府と全国平均女性(1				

(1) 企業における女性の活躍推進

令和3年度活動指標	令和3年度目標値	令和3年度実績値	令和4年度目標値	備考
女性の活躍に向けた環境整備支援を行った企業の数	150社以上	233社	150社以上	(参考) 市民局調べ R2:220社 R1:154社
女性活躍の取組の意義・重要性について啓発を行った企業の数	1,500社以上	1,586社	1,500社以上	(参考) 市民局調べ R2:1,596社 R1:1,902社

具体的取組	事業等名称	所管所属	補助資料参照先
・女性活躍推進の職場環境づくりを進める「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業(以下「認証企業」という。)」を増やしていくために、認証企業のPRや認証の有用性について周知する等、働きかけを行います。 ・女性活躍の取組の推進に向けて、認証企業等の先進的な取組事例等についての情報提供や企業間での交流の機会の提供を行います。 ・女性活躍の取組が進んでいない中小企業等に対し、女性活躍の意義や必要性の啓発及び取組支援を行います。 ・方針の立案、決定過程への女性の参画拡大に向けて、企業における女性管理職の積極的な登用を促します。 ・長時間労働の是正や在宅勤務(テレワーク)などによる働き方の見直しなど、男性・女性がともに働き続けやすい職場環境づくりの推進に向けて、啓発・支援を行います。 ・男性の育児・介護休業等の取得促進など、男性の家庭参画に向けた意義や必要性の啓発及びノウハウ等の提供を行います。 ・公共調達において、公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、積極的に女性活躍に取り組んでいる企業へのインセンティブの付与を行います。 ・「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等の趣旨や「労働基準法」等に基づく女性労働者の母性保護、母性の健康管理について周知・浸透を図ります。 ・企業におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	総合評価一般競争入札制度における取組	契約管財局・事業担当局(各区・局)	基本的方向1 (1)-1
	指定管理者制度における選定基準の取組	契約管財局・事業担当局	

未就業女性に対する就業支援	・様々な理由により未就業の状態にある女性に対する個々の状況に応じた就職支援や、働くことをはじめとする社会参画を促すセミナーや講座等を実施します。	合同企業説明会の開催(再掲)	市民局	基本的方向1 (2)-6
	・求職者に対して認証企業の認知度を高めるとともに、認証企業をはじめ、女性が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業とのマッチング機会を提供するなど、就職支援を行います。	子育て中の再就職支援事業(再掲)	市民局	基本的方向1 (2)-7
	・出産を機に離職した女性に対し、子育てと仕事の両立など再就職の不安を解消するための講座や交流会を開催するとともに、自分に合った仕事選びと、保育サービスや子育て支援情報の提供を一体的に行うなど、再就職を総合的に支援します。	しごと情報ひろばにおける職業相談・職業紹介事業(再掲)	市民局	基本的方向1 (2)-8
	・起業したい女性に対するセミナーの開催やイベント等の情報提供、相談事業やネットワークづくりへの支援を行います。	チャレンジスタジオの運営(クレオ大阪東)	市民局	基本的方向1 (2)-9
		女性チャレンジ応援事業	市民局	基本的方向1 (2)-10

(3) 大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大

令和3年度活動指標	令和3年度目標値	令和3年度実績値	令和4年度目標値	備考
育児に伴う休暇・休業の取得計画策定率	— (令和7年度までに100%。 令和3年度実績を今後の 基準値とする。)	(未集計)	—	令和3年度実績値は令和4年度中に集計を予定。 (参考) 大阪市特定事業主行動計画(新規指標)

具体的取組		事業等名称	所管所属	補助資料参照先
働きやすい職場づくり	・ワーク・ライフ			

基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

こどもの貧困対策	・支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築します。 ・地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。 ・家庭の経済状況等によるこどもの進学機会や学力・意欲の差が生じないための、生活困窮世帯等のこどもへの学習支援や、学校への支援充実に向けた全市24区役所へのスクールソーシャルワーカーの配置、地域における学習支援等を推進します。	大阪市こどもサポートネット	こども青少年局	基本的方向5 (1)-7
		こども支援ネットワーク事業	こども青少年局	基本的方向5 (1)-8
		スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会事務局 各区	基本的方向5 (1)-9
		学習・登校サポート事業	大正区	基本的方向5 (1)-10
		就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)	大正区	基本的方向5 (1)-11
		放課後学習チャレンジ教室事業	住之江区	基本的方向5 (1)-12
		浪速まなび支援事業	浪速区	基本的方向5 (1)-13
		都島区小学生サポート事業	都島区	基本的方向5 (1)-14
複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	・障がいがあることや、同和問題(部落差別)等により社会的に困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、人権尊重の観点に十分配慮して支援を推進します。 ・複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進のための相談対応、包括的支援を推進します。	同和問題(部落差別)に関する啓発	市民局	基本的方向5 (1)-15
		専門相談員による人権相談	市民局	基本的方向5 (1)-16
		生活困窮者自立支援事業	福祉局	基本的方向5 (1)-17

基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

障がいのある人に対する支援	・障害者差別解消法をふまえ、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。 ・障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるための障がい福祉サービス等を充実させます。 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」をふまえた、障がいのある人への就労支援を行います。	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 成人の日記念のつどい 人権啓発推進セミナー	鶴見区	基本的方向5 (2)-14
		障がい児(者)サービスの利用促進	教育委員会事務局	基本的方向5 (2)-15
		大阪市障がい者就業・生活支援センター(中央連携業務・ジョブコーチ派遣事業・発達障がい者就労支援事業含む)	福祉局	基本的方向5 (2)-16
		意思疎通支援事業	福祉局	基本的方向5 (2)-17
		障がい者自立支援事業	福祉局	基本的方向5 (2)-18
		児童発達支援事業	福祉局	基本的方向5 (2)-19
		放課後等デイサービス事業	福祉局	基本的方向5 (2)-20
高齢者、障がいのある人への虐待防止・権利擁護	・高齢者、障がいのある人への虐待の早期発見、解消のための迅速で適切な対応、未然防止に向けた取組を推進します。 ・成年後見支援センターにおける成年後見制度に関する広報・啓発と専門相談の実施、「市民後見人」の養成と活動支援を行います。	高齢者虐待・障がい者虐待の防止	福祉局	基本的方向5 (2)-21
		大阪市成年後見支援センター	福祉局	基本的方向5 (2)-22
バリアフリー化の推進	・高齢者、障がいのある人を含めたすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設を安全かつ快適に利用することができるバリアフリー化を推進します。	市営住宅のバリアフリー化		

基本的方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

地域での子育て支援	・身近な地域での子育てに関する幅広い相談や支援体制を充実します。 ・子育てに関する情報提供の充実や、保護者や子ども同士の交流機会を提供します。 ・平日の放課後、土曜日、長期休業中などに、児童の居場所の提供等を行います。 ・保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。 ・すべての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の取組を実施します。	幼児教育相談の実施	教育委員会事務局	基本的方向6 (1)-9
		よどっこ子育て相談事業	淀川区	基本的方向6 (1)-10
		発達障がい児等子育て支援事業	城東区	基本的方向6 (1)-11
		子育て支援情報発信事業		
		0歳児家庭見守り支援事業	城東区	基本的方向6 (1)-12
		子育てスキルアップ推進事業	城東区	基本的方向6 (1)-13
		東住吉区子育て応援ナビ	東住吉区	基本的方向6 (1)-14
		講座・イベントなどを実施する際に一次保育をつける	東住吉区	基本的方向6 (1)-15
		家庭教育振興事業の実施	教育委員会事務局	基本的方向6 (1)-16
		講座・イベントなどを実施する際に一時保育をつける	旭区	基本的方向6 (1)-17
		総合的な相談支援体制の充実事業	福祉局	基本的方向6 (1)-18
		女性のためのライフプラン相談(新規)	市民局	基本的方向6 (1)-19
		クレオ大阪における一時保育の充実	市民局	基本的方向6 (1)-20

基本的方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

介護サービスの充実	・居宅・施設サービス等介護の支援基盤の充実を図ります。 ・誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう、地域包括ケア体制の推進、認知症高齢者及び家族への支援を行います。 ・介護サービス基盤を充実するとともに、介護人材の確保を支援します。 ・地域包括支援センター等の相談・支援体制を充実し、介護する家族の不安、悩みに対応し負担の軽減を図ります。	地域ケア会議(高齢者)の開催	福祉局	基本的方向6 (1)-46
		地域包括支援センターにおける総合相談支援	福祉局	基本的方向6 (1)-47
		介護保険事業(在宅サービス)	福祉局	基本的方向6 (1)-48
		苦情処理制度	福祉局	基本的方向6 (1)-49
		福祉サービス第三者評価事業の実施(第三者評価制度)	福祉局	基本的方向6 (1)-50
		地域密着型サービス事業	福祉局	基本的方向6 (1)-51
		介護保険施設の整備	福祉局	基本的方向6 (1)-52
		大阪市社会福祉研修・情報センター事業	福祉局	基本的方向6 (1)-53

(2) 相談体制の充実

令和3年度活動指標	令和3年度目標値	令和3年度実績値	令和4年度目標値	備考
相談窓口についての認知度向上のための啓発回数(ホームページ・情報誌・男女共同参画センターイベント等活用した啓発回数)	20回以上	21回	25回以上	(参考)市民局調べ R1:21回、H30:20回、H29:20回、H28:18回

具体的取組	事業等名称	所管所属	補助資料参照先
・女性の様々な悩みにかかる女性総合相談、男性相談員による男性の悩み相談、教育に関する相談などの相談を実施します。 ・市民が相談窓口を身近に利用			

